



マルコム・エフ・マクリーン4世がスター・アジア不動産投資法人<3468>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東のスター・アジア不動産投資法人<3468>について、マルコム・エフ・マクリーン4世が8月7日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合の1%以上の減少共同保有者の増加」によるもの。

報告書によると、マルコム・エフ・マクリーン4世のスター・アジア不動産投資法人株式保有比率は、14.58%と11.45%減少した。

報告義務発生日は、2020年8月1日。